

①国名	Malaysia (MY) (マレーシア)				
②名称	Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs / Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)				
③所在地	Unit 1-7 Ground Floor, Menara UOA Bangsar, No. 5 Jalan Bangsar Utama 1, 59000 Kuala Lumpur, Malaysia.				
④連絡先	(電話) (603) 2299 8400 (FAX) (603) 2299 8989 (E-mail) ipmalaysia@myipo.gov.my shamsiah@myipo.gov.my (internet) www.myipo.gov.my				
⑤組織の長	Director General: <b>Mr. Dato' Mohd Roslan Bin Mahayudin</b>				
⑥沿革	<p>(1) マレーシアにおける特許の保護は、1986年10月1日に施行された1983年特許法により行なわれている。旧制度である英国特許の再登録制度は廃止された。</p> <p>(2) この1983年特許法は2001年に改正され、この2001年の改正では特許の存続期間が、「特許付与の日から15年」が「出願日から20年」に変更された。</p> <p>(3) 2003年8月14日以降、2001年8月1日以前に申請された出願に付与された特許の存続期間が、「特許付与日から計算して15年」又は「出願日から計算して20年」の何れか長い方となった。</p> <p>(4) 2003年3月3日にマレーシア知的財産権公社(PHIM)が設立された。</p> <p>(5) 2002年7月1日及び2003年6月19日には、特許に関する規則が改正され、修正実体審査の所定国として認められる国として、米国、英国、オーストラリア、EPOの他に日本と韓国がそれぞれ加えられた。</p> <p>(6) 2006年7月には、2005年12月に署名された日マレーシア経済連携協定(EPA)が発効した。</p> <p>(7) 2013年1月18日に意匠法(2013年法律No.A1149)により意匠法(2002年法律No.A1140)の一部改正が行われ、2013年7月1日から施行された。この改正により、意匠権の存続期間が最長15年から同25年に延長された。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示、集積回路の回路配置の保護、著作権				
⑩加盟条約	WIPO 1989/1/1	ベルヌ 1990/10/1	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1989/1/1	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権) 2012/9/27	WPPT(実演及びレコード) 2012/9/27
	ブダペスト	ロンドンアクト	ヘーグ ヘーグアクト	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章)	マドプロ 2019/12/27	PCT 2006/8/16	ロカルノ	ニース 2007/9/28
	ストラズブール	ウィーン 2007/9/28	WTO 1995/1/1		

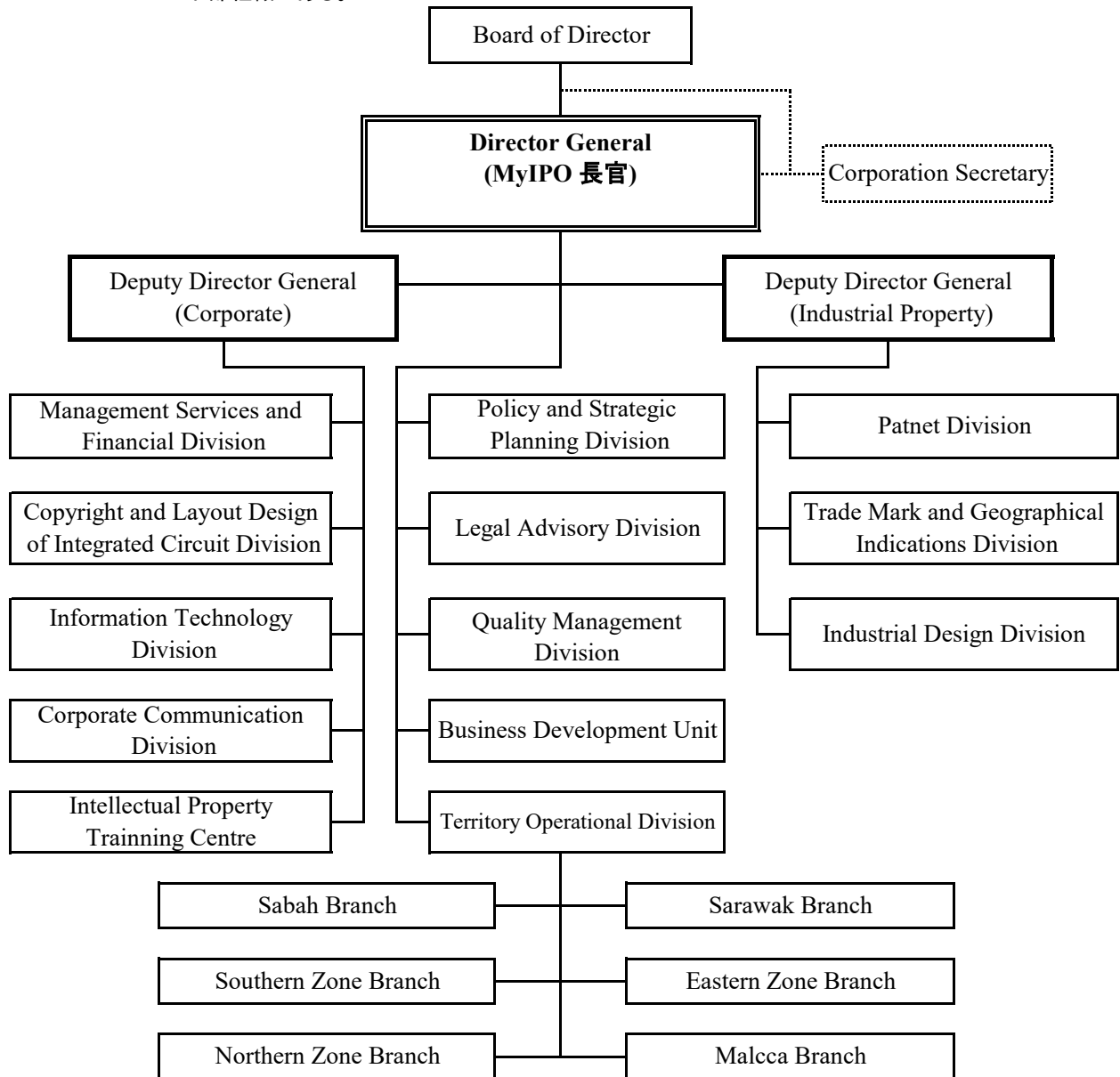
①国名	Malaysia (MY) (マレーシア)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	7,072	7,295	7,551	6,828
		(内 外国出願)	5,906	6,179	6,480	5,839
		(内日本から)	1,553	1,607	1,561	1,460
		(内 PCTルート)	5,012	5,072	5,511	4,839
	実用新案	全数	206	198	192	187
		(内 外国出願)	72	66	81	66
	意匠	全数	1,814	1,845	1,904	1,701
		(内 外国出願)	1,297	1,317	1,330	1,126
		(内日本から)	312	311	296	218
	商標	全数	41,093	43,656	46,610	37,254
		(内 外国出願)	21,612	23,793	24,125	18,842
		(内日本から)	2,839	2,728	2,971	2,205
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	5,063	4,287	4,106	8,206
		(内 外国出願)	4,626	3,818	3,541	7,059
		(内日本から)	1,172	1,127	961	1,930
		(内 PCTルート)	3,925	3,292	2,923	5,897
	実用新案	全数	64	95	107	297
		(内 外国出願)	27	37	17	81
	意匠	全数	1,379	1,475	1,238	1,266
		(内 外国出願)	880	1,070	901	939
		(内日本から)	314	275	221	269
商標	全数	33,225	34,566	19,491	35,949	
	(内 外国出願)	20,248	20,762	11,696	25,193	
	(内日本から)	2,521	2,754	1,392	3,224	
(出典) : WIPO IP Statistics						

①国名

Malaysia (MY)  
(マレーシア)

⑫ 組 織

<組織図> MyIPOはMinister of Domestic Trade, Co-operatives and Consumerism (国内交易、協調・消費者保護省)の下部組織である。



(出典): マレーシア特許庁(MyIPO)のHP

①国名	Malaysia (MY) (マレーシア)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2006年 8月16日施行 (2006年法律A1264により改正された1893年へ法律291)
		2011年2月15日施行 (2011年法律PU(A)48により改正された特許規則)
	③地理的効力の範囲	マレーシア国内のみ。 (特許法第1条)
	④他国制度との関係	米国、英国、オーストラリア、日本、韓国、EPOとの間で、申請された対応外国出願に関する情報及び文書を利用する修正実体審査制度が実施されている。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許法第1条、特許規則34(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。マレーシアに本拠も居所も有していないマレーシアに非居住の出願人は、代理人を選任しなければならない。 (特許法第86条)
	⑦出願言語	マレーシア国語、英語 (特許規則18(11))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許付与証明書が発行された日から効力が発生し、出願日から20年。 2001年8月1日より前に申請された出願の場合、特許付与日から15年又は出願日から20年の何れか長い方。 (特許法第35条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物及び先願のマレーシア特許出願 (特許法第14条)
	⑩グレースピリオド	有。期間は1年。発明が開示された日から1年以内に出願する必要がある。 (特許法第14条(3))
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 植物、動物の品種又は人工の微生物を除く植物又は動物の生産の本質的な生物学的的方法、微生物学的方法、及びこのような微生物学的方法の産物 (3) 事業活動、純粋に精神的な行為又は遊戯の遂行に関する計画、規則及び方法 (4) 手術又は治療による人間又は動物の身体の処置方法又は動物の身体に実行される診断方法、等。 (特許法第13条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。2種類の実体審査制度(SE、MSE)がある。 (特許法第30条) 実体審査(SE): PHIMによる独自の審査。登録官により求められた場合/相当と認められる場合には、対応外国出願の審査結果等を提出しなければならない。 (特許法29A(4)、特許法施行規則27(3)) 修正実体審査(MSE): 所定国(米国、英国、オーストラリア、EPO、韓国、日本)で、対応外国出願が特許になっている場合、その審査結果に基づいて審査される。 PHIMにおいては、簡単な追加的審査のみが行われ。(特許法施行規則27A)
	⑬審査請求制度の有無	有。 実体審査(SE): 出願日から2年以内。 (特許法施行規則27) 請求により、審査請求書の提出には更に1年の猶予が与えられる。 (特許法29A(7)、特許法施行規則27B) 修正実体審査(MSE): 出願日から2年以内。 (特許法施行規則27A) 請求により、審査請求書の提出には更に2年の猶予が与えられる。 (特許法29A(7)、特許法施行規則27B)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。特許法施行規則27に基づいて実体審査を請求した出願人は、特許庁に対して、出願が特許法第34条に基づいて公開された後、出願の迅速な審査を請求することができる。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第34条)
	⑯異議申立制度の有無	無。無効審判制度ではないが、特許の無効は、何人も裁判所へ提訴することができる。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、特許の無効は、何人も裁判所へ提訴することができる。 (特許法第56条)
	⑱実施義務	有。登録日から3年、又は出願日から4年の何れか遅い方までの期間の終了までに実施する必要がある。この期間を超える不実施は、不使用取消の対象となる。 (特許法第49条)

①国名	Malaysia (MY) (マレーシア)	
⑱費用 単位 RYM (マレーシア・ リンギット)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	(書面出願) 290 RYM(10クレームまで) 20 RYM(10超の各クレームにつき)
	RYM	(電子出願) 260 RYM(10クレームまで) 20 RYM(10超の各クレームにつき)
	実体審査請求料	
	(書面出願)	1,100 RYM
	(電子出願)	950 RYM
	修正実体審査請求料	
	(書面出願)	640 RYM
	(電子出願)	600 RYM
	[特許権の維持に掛かる費用]	
	年金	
	(書面手続きによる場合)	(電子手続きによる場合)
	2年次	290 RYM 11年次 890 RYM 2年次 260 RYM 11年次 850 RYM
	3年次	360 RYM 12年次 940 RYM 3年次 330 RYM 12年次 900 RYM
	4年次	420 RYM 13年次 1,100 RYM 4年次 390 RYM 13年次 1,050 RYM
5年次	490 RYM 14年次 1,250 RYM 5年次 460 RYM 14年次 1,200 RYM	
6年次	560 RYM 15年次 1,350 RYM 6年次 520 RYM 15年次 1,300 RYM	
7年次	640 RYM 16年次 1,660 RYM 7年次 600 RYM 16年次 1,600 RYM	
8年次	690 RYM 17年次 1,900 RYM 8年次 650 RYM 17年次 1,850 RYM	
9年次	760 RYM 18年次 2,200 RYM 9年次 720 RYM 18年次 2,100 RYM	
10年次	820 RYM 19年次 2,500 RYM 10年次 780 RYM 19年次 2,400 RYM	
	20年次 2,700 RYM 20年次 2,600 RYM	
⑳料金減免措置の有無	無。	
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	
	<b>(補足) 優先審査制度・早期審査制度について</b>	
	これは「迅速審査プログラム」と呼ばれるもので、2011年特許規則の改正に基づいて、2011年2月15日からスタートした。	
	このプログラムは、パリ条約及び直接ルートの出願のみが対象であるが、早期に特許査定を求める手段として有効である。	
	次に、このプログラムの内容は、次の通りである。	
	特許規則27E(1)に基づいて実体審査を請求した出願人は、MyIPOに対して特許法第34条に基づいて出願が公開された段階で、迅速審査を希望する出願人は、出願の迅速審査を行うように請求する。	
	この請求により、出願人は、審査結果の応答期間が発送日より2月である通常のルートの審査とは異なり、審査結果の発送日より3週間以内に応答する必要がある。	
	この応答期間の短縮により、結果的に審査の期間が短縮されることになる。	
	上記の応答期間内に応答しなかった場合には、迅速審査の請求が取下げられたと見なされ、通常の審査の手続き及び期限が適用されることになる。	

①国名	Malaysia (MY) (マレーシア)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2006年 8月16日施行 (2006年法律No.A1264) (特許法の中に「実用発明」として規定されている)
(注) 特許法の中に「実用発明」として規定されている。	③地理的効力の範囲	マレーシア国内のみ (特許法第1条、第17A条)
	④他国制度との関係	米国、英国、オーストラリア、日本、韓国、EPOとの間で、申請された対応外国出願に関する情報及び文書を利用する修正実体審査制度が実施されている。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人) (特許法第18条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。マレーシアに本拠も居所も有していないマレーシアに非居住の出願人は、代理人を選任しなければならない。 (特許法第86条)
	⑦出願言語	マレーシア国語、英語 (特許規則18(11)、第17A条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	実用新案証が発行された日から効力が発生し、出願日から10年。更に、5年を2回延長できる。(最長20年) (特許法第17A条(第2附則)により適用する第35条の読替え)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物及び先願のマレーシア特許・実用新案 (特許法第17A条(第2附則)により適用する第14条の読替え)
	⑩グレースピリオド	有。期間は1年。考案が開示された日から1年以内に出願する必要がある。 (特許法第17A条(第2附則)により適用する第14条の読替え)
	⑪不登録対象	(1) 発見、科学理論及び数学的方法 (2) 植物、動物の品種又は人工の微生物を除く植物又は動物の生産の本質的な生物学的的方法、微生物学的方法及びこのような微生物学的方法の産物 (3) 事業活動、純粋に精神的な行為又は遊戯の遂行に関する計画、規則及び方法 (4) 手術又は治療による人間又は動物の身体の処置方法又は動物の身体に実行される診断方法。 (特許法第17A条(第2附則)により適用する第13条の読替え)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。審査は新規性についてのみ行われ、このことを除いて、審査は特許の場合と同じである。 (特許法第30条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から2年以内。 (特許法施行規則45(3)で準用する施行規則27)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第17A条(第2附則)により適用する第14条の読替え)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、登録実用新案の無効は、何人も裁判所へ提訴することができる。 (特許法第56条)
	⑱実施義務	有。登録日から3年、又は出願日から4年の何れか遅い方までの期間。この期間を超える不実施は、不使用取消の対象となる。 (特許法第49条、第17A条)
	⑲費用 単位 RYM (マレーシア・リンギット)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (書面出願) 140 RYM (電子出願) 130 RYM 実体審査請求料 (書面出願) 1,100 RYM (電子出願) 950 RYM 修正実体審査請求料 (書面出願) 640 RYM (電子出願) 600 RYM



①国名	Malaysia (MY) (マレーシア)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2013年7月1日施行 (2013年法律No.1449号による一部改正意匠法) 2013年7月1日施行 (2013年法律PU(A)182により改正した意匠法規則)
	③地理的効力の範囲	マレーシア国内のみ。 (意匠法第1条)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人) (意匠法第10条(4)、第11条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。マレーシアに非居住の出願人は、マレーシアに居住する代理人を選任しなければならない。 (意匠法第14条(2))
	⑦出願言語	マレーシア国語、英語 (意匠規則 6)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	意匠登録の効力が生じたとみなされる出願日から5年。さらに5年間ずつ4回延長することができる(最長25年)。 (2013年一部改正意匠法第5条(Amendment of section 25(1)、(2)))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (2013年一部改正意匠法第3条(Amendment of section 12))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は、何れの場合も意匠の開示日が6月。 (1) 意匠が公式又は公認の博覧会における展示による意匠の公開 (2) 意匠が出願人又は出願人の現権利者以外の第三者による不法行為の結果としての意匠の開示 (意匠法第12条(3))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 公序良俗に反する意匠 (意匠法第13条) (2) 信託の表示、暗示又は推定通知 (意匠法第7条) (意匠法第13条、第7条)
	⑫実体審査の有無	無。意匠出願の審査は、方式要件についてのみ行われ、方式要件を遵守しているときは登録される。 (意匠法第21条(1)、(2))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。物品の部品は、当該部品が製作及び販売されていて、登録要件を充足していること前提として意匠登録によって保護される。
	⑯関連意匠制度の有無	有。 (意匠法第23条)
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。ロカルノ意匠分類が同一又は意匠の同一の組もしくは組成に関連するものであれば、複数の意匠を立対象とすることができる。(意匠法第15条、第3条)
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、方式要件を満たしていると公報により公告(公開)される。 (意匠法第22条、第21条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、意匠の無効は、何人も裁判所へ提訴することができる。 (意匠法第27条) また、侵害訴訟における抗弁として、意匠の無効を主張することができる。 (意匠法第34条)
	㉓登録表示義務	無



①国名	Malaysia (MY) (マレーシア)			
	②④費用 単位 RYM (マレーシア・ リンギット)	[出願から登録までに掛かる費用]		
		出願料		
		(書面出願)	500 RYM(1意匠)	500 RYM(1超の各意匠につき)
		(電子出願)	480 RYM(1意匠)	480 RYM(1超の各意匠につき)
		[意匠権の維持に掛かる費用]		
		年金		
		最初の更新の更新料		
		2回目～5回目の更新の更新料		
		(書面出願)	800 RYM(1意匠)	800 RYM(1超の各意匠につき)
		(電子出願)	780 RYM(1意匠)	780 RYM(1超の各意匠につき)
		②⑤料金減免措置 の有無	無。	

①国名	Malaysia (MY) (マレーシア)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2019年12月27日施行商標法
	③地理的効力の範囲	マレーシア国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、証明商標、団体商標、地理的表示、周知商標 (商標法第10条(3)、第56条(1)、第72条、第73条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標。 (商標法第3条(1)、第13条)
	⑦出願人資格	標章を使用しているか、又はその使用を考えている者(自然人、法人)。 (商標法第17条)
	⑧権利付与の原則	先願主義 (商標規則17A)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。マレーシアに本拠も居所も有していないマレーシアに非居住の出願人は、代理人を選任しなければならない。 (商標法第80条)
	⑪出願言語	マレーシア国語、英語。 (商標法第17条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	商標登録の効力が生じたときとみなされる登録出願日から10年。10年ごとに更新することができる。 (商標法第39条)
	⑬グレースピリオド	有。 商標登録出願人は、マレーシア又は条約国若しくは宣言された外国において開催される又は公認の国際博覧会の展示対象物である商標に対して付与される6月の仮保護を申請することができる。  (商標法第28条)
	⑭不登録対象	(1) 写実的に表示することができず、かつ、ある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することができない標識 (2) その領域の現行言語において又は誠実かつ確立した取引慣行において慣例となつた又は表示のみから成る商標 (3) 商品自体の性質から生じる形状 (4) 商標が承認された地理的表示を含むか又はそれから成る場合 (5) 商標の使用が公衆に誤認若しくは混同を生じさせる虞があり、又は成文法に反する (6) 商品又はサービスの性質、品質又は地理的起源に関して公衆に誤認又は誤解を生ずる性質を有する場合 (7) 商標が公共の利益又は道徳に反すること (8) 商標が中傷的若しくは侮辱的な事項を含むか若しくはそれから成り、又はその他裁判による保護を受けるのに適格でないこと (9) 商標が、登録官の意見において、国の利益又は安全を害し、又は害する虞がある事を含むこと (10) 商標が、生存者であるか死亡者であるかを問わず、他人の名称又は表示を含むかそれから成ること。ただし、出願人が、生存者については本人の又は死亡者については代理人の同意を登録官に提出した場合はこの限りでない。 (11) 商標が国の旗章、国章、記章、勲章又は王室の紋章を含むか又はそれから成ること。ただし、出願人が、第78条又は場合により第79条に定める所轄当局又は府間国際機関の許可を登録官に提出した場合はこの限りでない。 (12) 商標が、混合物とは区別される単一の化学元素若しくは単一の化合物の認められた名称であり、若しくは当該名称として普通に使用される語又は世界保健機関により国際一般名として宣言されている語若しくは当該名称と誤認を生じさせる程に類似の語を含むか又はそれから成ること。ただし、次の場合はこの限りでない。 (13) ブランドのみを表示するために又は商標の所有者若しくはライセンシーが製造した若しくは化合物を他人が製造した元素若しくは化合物と区別させるために使用される場合 (14) 公衆の使用に供されている適当な名称又は表示と組み合わせて使用される場合 (15) 商標が、次の何れかの標識又は次の何れかの標識と誤解される虞がある程にその類似する標識を含むか又はそれから成ること (16) 何れの言語によるかを問わず、「特許」、「特許された」、「国王特許証」、「登録された」、「登録意匠」及び「著作権」の語又はこれらに類似する趣旨の語  (商標法第23条)

①国名	Malaysia (MY) (マレーシア)	
	⑮防護標章制度 の有無	無。

①国名	Malaysia (MY) (マレーシア)	
⑩周知商標制度	有。	(商標法第4条)
⑪一出願多区分制度の有無	有。	(商標法第18条)
⑫実体審査の有無及び審査制度	有。	先登録又は出願についての調査が行われ、実体審査が行われる。 (商標法第29条)
⑬審査請求制度の有無	無。	
⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。	(商標法第17条)
⑮出願公開制度の有無	無。	出願公開制度はないが、出願は方式要件の審査後、要件を満たしているときは公告(公開)される。 (商標法第31条)
⑯異議申立制度の有無	有。	何人も、商標登録出願の公告日から2月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第35条、規則 40)
⑰無効審判制度の有無	無。	無効審判制度ではないが、無効は裁判所へ提訴することができる。 (商標法第45条(1))
⑱不使用取消制度の有無	有。	期間は3年。商標は、登録後、継続して3年以上不使用のときは、不使用取消の対象となり、裁判所に提訴することができる。 (商標法第46条(1))
⑲商標分類	国際分類(ニース分類、10版)を採用している。(ニース協定には未加盟)	
⑳図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)	
㉑譲渡要件	無。登録商標は、営業とは関係なく譲渡することができる。 (商標法第55条(1))	
㉒費用 単位 RYM (マレーシア・リンギット)	[出願から登録までに掛かる費用]	
	出願料	
	(書面出願)	370 RYM(1分類)
	(電子出願)	330 RYM(1分類)
	公告料	
	(書面出願)	650 RYM(1分類)
(電子出願)	600 RYM(1分類)	
	[商標権の維持に掛かる費用]	
存続期間更新料		
(書面出願)	600 RYM(1分類)	
(電子出願)	550 RYM(1分類)	
㉓料金減免措置の有無	無。	